

平成22年第5回邑南町議会定例会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成22年 5 月 27 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成22年 6 月 9 日 (月) 午前 9 時 30 分
散会 午前 11 時 33 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	東 義 正	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	建設課長	田 中 節 也	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 田 憲 司	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 総務課主任主事 本多真由美

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第5回邑南町議会定例会議事日程(第1日)

平成22年6月9日(水) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 平成21年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について

報告第6号 平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告について

報告第7号 平成21年度邑南町下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

報告第8号 平成21年度邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費の報告について

日程第5 議案の上程、説明

議案第57号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第58号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第59号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第60号 邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

議案第61号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第62号 邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第63号 工事請負契約の締結について

議案第64号 財産の取得について

議案第65号 平成22年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第66号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第69号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第6 請願文書表

請願第1号 島根県石見地方バス路線確保に関する国・県による支援を求める請願書

平成22年第5回邑南町議会定例会(第1日)会議録

平成22年 6 月 9 日 (水)

—— 午前 9 時 30 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成22年第5回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、議長においてこれを指名、指名をいたします。2番宮田議員、3番中村議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(三上徹) 日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、6月9日から6月18日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日6月9日から6月18日までの10日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長行政報告

- 議長(三上徹) 日程第3 町長行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長。

- 議長(三上徹) はい、石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 平成22年第5回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告及び諸般の事項について申し述べます。はじめに、春の叙勲が4月29日に発表され、宮田陽温さんが、危険業務従事者叙勲瑞宝単光章を受章されました。これまでのご功績を讃えらるるもに、心からお慶び申し上げます。次に、平成21年度における各会計の決算見込み状況についてで、ついてをご報告いたします。各会計とも、この5月末日をもって21年度の出納閉鎖を行ったところでございます。決算状況につきましては、すべての会計において、不足を生じることなく決算ができる見込みでございますが、現段階では未監査でありますので、現在把握しております数値を決算見込みとしてご報告申し上げます。まず、一般会計につきましては、歳入総額128億3千465万円に対して、歳出総額125億9千381万3千円で、歳入歳出差引き2億4千83万7千円の黒字となる見込みでございますが、繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべき財源9千218万9千円を差し引きますと実質収支は1億4千864万8千円となる見込みでございます。また、特別会計につきましては、国保会計が2千21万9千円、直営診療所会計が174万1千円、老人

保健会計が２９万７千円、後期高齢者医療会計が２２１万４千円、簡易水道会計が２３０万円、下水道会計が４４２万４千円、電気通信会計は１８８万１千円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源４千円を差し引きますと、実質は１８７万７千円となり、７会計ともすべて黒字となる見込みでございます。次に、自治会の結成についてご報告いたします。去る、３月２８日に下口羽自治会が発足しました。これは、土居、根布、菖蒲、坪木釜谷、西之原上、西之原下の６集落内にある住宅も含めた範囲で結成されました。なお、青石集落につきましては、既存の口羽町自治会に参加されることとなり、全町で３９の自治会組織がそろったところでございます。今後、それぞれの自治会において、さらに地域活動が活性化されるよう願うとともに、町としても応援してまいりたいと考えております。次に、過疎地域自立促進計画について申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律、いわゆる新過疎法でございますが、議員立法として国会に提出され、衆参両議院で可決後、３月１７日に公布、４月１日から施行されました。今回の法改正により、失効が平成２８年３月３１日までの６年間延長されるとともに、過疎地域自立促進のための特別措置が拡充されました。その概要といたしましては、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など住民の安全確保を図るため、必要と認められる事業として市町村計画に定めるソフト事業に過疎対策事業債を発行して事業ができるようになりました。本町では、９月議会定例会に提案すべく今後６年間の計画策定に向け準備を進めているところでございます。次に、生活交通対策について申し上げます。石見交通株式会社からの川本線廃止通告に伴う現在の状況についてでございますが、現在、川本線の存続要望活動を行うとともに、代替交通の検討をしているところでございます。存続要望につきましては、廃止予定路線が県内１６路線に及ぶことから、４月２７日、島根県の召集で関係市町が集まり検討した結果、統一して対処することで合意いたしました。現在、赤字補てん補助金の支払いのあり方等を含め、関係市町を代表して県が交渉しているところでございます。また、川本線廃止が決定した場合の代替交通につきましては、３月２３日に川本町邑南町広域公共交通協議会を設立し、検討を始めたところでございます。この協議会は川本町、邑南町の交通連携計画の策定が目的ですが、喫緊の課題である川本線の代替交通検討のための調査、判断資料作成、ダイヤ研究等も優先して行うこととしております。この事業に関する補助金の採択内示は既にいただいております。今後は代替交通案を作成した上で検討を重ね、方向性を示したいと考えております。次に、邑南町サテライトオフィス東京事務所について申し上げます。本年４月から東京都千代田区のビルちよだプラットフォームスクエアに入居しています、邑南町サテライトオフィス東京事務所の開所式を６月６日に行いました。当日は島根県議会議員洲浜繁達氏、料理愛好家の平野、平野レミ氏をはじめ、これまで様々な形で本町と関わりのあった方々や町内の各種団体の方々など約６０名をおま、お招きし、盛大に開所することができました。また、６月５日から１１日までの７日間はビル内のレストランで、米粉パンやブルーベリーなど本町の産物を使用したランチメニューを提供する記念イベントとしてランチカフェを開催しているほか、１２日にはレストランのシェフによる町産品を活用した料理教室を企画し、本町の知名度の向上を目指しているところでございます。事務所のアドバイザーとしては松江市出身の森協理好氏をお願いし、今後は本町と都市部消費者などとの架け橋として、町内産品のアピールや提供、企業誘致やＵＩターン誘致活動など、情報の受発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。次に、町立研修施設の整備について申し上げます。平成２１年度繰越事業のきめ細かな臨時交付金事業により建設を計画しております町立研修施設の整備につきましては、島根県教育委員会との協議も整い、５月３１日に設計業務委託の入札が終わりました。今後、関係機関と協議しながら詳細設計を進め、早い時期に工事着工

したいと考えております。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきましては、制度改正や財政構造の悪化などから、本町の国保財政が、大変厳しい状況となってきた現状等から、平成22年度の当初予算におきまして、保険税率を約32.9%の増額改定をさせていただいたところでございます。そうした状況の中で医療費等の推計をしましたところ、被保険者数は、一般分に、分につきましては減少、また退職分につきましては増加の傾向でありました。一方、医療費につきましては、当初と比較しまして一般分は724万1千円、率にして0.9%の減、退職分は660万5千円、率にして10.9%の増の見込みとなりました。歳入面におきましては、前年度の所得の確定の見込みをしましたところ、全体で課税所得額が減額となりましたので、さらに厳しい状況におかれる中で、本算定におきまして、保険税率を算定するにあたり、一人当たりの保険税調定額を、当初でお示ししております32%の増額改定でお願いせざるを得ない状況でございます。算定をしましたところ、他の見込まれる財源と合わせましても、なお不足する額27万円を基金から繰り入れる必要があり、補正予算をお願いしております。また、今回の税率改正につきましては、低所得者の負担増の軽減も考慮いたしまして、従前の応能、応益の割合を50対50から53対47の割合としております。国保の健全運営を図っていくためにも、長期展望にたった財政計画も検討していかなばと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。次に、阿須那診療、療、阿須那診療所につきまして申し上げます。阿須那診療所の医師につきましては、これまで常勤医師が不在となっておりますが、島根県より紹介いただきました医師と、最終的な協議を現在進めているところでございます。整いますと、9月1日から常勤として勤務をいただくことができ、阿須那地域の無医地区が解消されるものと思っております。次に、保健事業について申し上げます。今年度の新規事業といたしまして、全国に先駆けて実施いたします子宮頸がんワクチン接種費助成事業の状況についてでございますが、接種前に保護者や児童生徒に充分理解を得るために、小中学生の保護者を対象に、5月17日と19日の2日間、公立邑智病院産婦人科医師による講演会と助成事業の説明会を実施いたしました。また、中学1年生女子47人と、経過措置として中学3年生女子50人を対象者に、6月1日から町内2か所の産婦人科を標榜する医療機関で実施できるよう個別通知を行ったところでございます。今後、がん予防推進計画により全てのがん予防の啓発、受診率向上にさらに努めてまいりますので、町民の皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。次に、公立邑智病院の4月からの診療体制についてご報告申し上げます。今年度は島根県からの派遣が1名減になり、医師総数は7名となり、内科につきましては医師3名の体制で診療を行っているところでございます。このような中、土日の救急当直は引き続き広島大学病院救急科からご支援をいただけることになりました。また、松江赤十字病院を退職された田井先生に木曜日と金曜日の週2回お越しいただけることになり、外科外来や小手術も可能な診療体制になっております。また、島根県西部におきます医師不足は非常に厳しい状態が続いており、済生会江津総合病院におきましては、小児科医師が昨年度末で1名退職したため、今年度からは残された常勤医、医師1名による小児科診療体制となっております。1日平均33.8人の小児科外来患者及び1日平均5.7人の小児科入院患者を受け入れている基幹病院として、小児科医師不足は危機的な状況であります。このような状況におきまして、昨年度末、江津市長及び済生会江津総合病院院長から、邑智郡公立病院組合へ小児科外来の診療応援依頼がありました。過去には、平成16年4月から平成20年までの5年間弱、常勤医師が不在となった邑智病院の産婦人科外来診療を支援していただき、大変お世話になっていた病院でもございます。また、江津市とは医療圏域は異なりますが、広域消防の救急業務を一体となっていくなど、救急医療圏域としては以前から

強く連携している地域でもございます。公立邑智病院といたしましては、地域住民の健康保持に必要な医療の提供体制が危ぶまれる事態であることから、この度、地方公務員の身分を有したまま職員を定期的に派遣する方法として、医師の派遣等医療提供と、提供体制の相互応援に関わる基本協定書を整備し、江津市、邑智郡公立病院組合、済生会江津総合病院、公立邑智病院の4者によりまず基本協定を5月6日に締結したところでございます。当面は、毎週1回火曜日に小児科医師を派遣いたしますので、邑智病院での小児科外来は休診とさせていただきますが、小児の急患につきましては救急告示病院として他科で対応させていただくこととしておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。次に、農林業振興について申し上げます。まず、口蹄疫の発生によって、大きな打撃を受けられた宮崎県に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。島根県内におきましては、5月下旬牛、豚等を飼っている農家の皆さまに消毒剤が配布されております。仮に県内や隣県で発生があった場合、県の対策本部が設置され、防疫活動が開始されることになっております。町の対策本部につきましては、現在その必要性を検討しているところでございます。また町内の畜産農家に対する支援につきましては、状況をみながら適切な対策を講じてまいりたいと考えております。続きまして、農業担い手育成につきましては、11月10日に全国担い手協議会主催によりまず全国担い手サミットが本県で開催されます。邑智郡におきましては前日、地域交流会が開催される予定となっております。続きまして、地産地消の推進につきましては、条例制定を受け推進体制の再構築をこ、再構築を行います。庁舎内に推進本部を設置し総合的、計画的な推進を図るとともに、各種団体や学識経験者で構成される推進協議会と連携し、推進計画の作成や具体の事業を推進し、本年度中に推進の状況を報告することとしております。続きまして、林業振興について申し上げます。平成21年度国の経済対策により拡充されました森林整備加速化林業再生事業であります。この事業では島根県に総額42億円の基金が造成されております。邑南町ではこれを活用し、間伐事業、作業道設置、町産材の活用を促進するモデル事業として瑞穂支所の木造化に取り組んでいるところでございます。次に、学校教育関係について申し上げます。まず、待望の中学校の通級指導教室についてでございますが、今年度、郡内の生徒を対象に瑞穂中学校に開設いたしました。少しずつではありますが、利用者も増えていると聞いておりまして、障がいに応じた指導の場としてはもちろん、就学に関わる教育相談の場としても有効的に機能することを期待するものでございます。続きまして、学校の耐震対策についてでございますが、平成21年度の繰り越し事業として、構造耐震指標つまり1S値が0.3以下の口羽小学校、市木小学校、石見東小学校の屋体につきまして補強設計契約をしたところでございます。今後は、設計が完了しだい、県建築物耐震性能判定委員会の審査を経て、工事発注を行う予定でございます。また、日和小学校につきましては、現時点で校舎の1S値が0.05でありまして、地震等にか、際し、倒壊、又は崩壊する危険が高いとし、児童の安全を第一優先に6月から体育館等を仮教室とするため工事を行い、既に利用しております。なお、教育委員会では日和小学校につきましては、今後児童の減少により複数学年に同級生がいない状況や、これらに関連し、教職員の配置が激減することが予想されますので、児童の教育環境を考慮し、耐震補強は行わず、平成23年4月から特別に希望校がある場合は別とし、矢上小学校へ通学させることとし、複式学級を単式学級へ移行するため、教員の加配置を県教育委員会に要望しております。続きまして、地域と結ぶ学校づくり支援事業のひとつであります夢響きあう、夢響きあい塾について報告いたします。塾のしごと語り夢かたり講座として中学校の1年に農業講座、2年生に林業講座、3年生に医療講座を予定しておりまして6月4日には、島根大学医学部附属病院長の小林祥泰先生を招聘し、講座を開催いたしました。また7月13日には、島

根大学生物資源科学教官を予定しております。今後、地元の農林業関係者も講師として検討中でございます。講師予定者名簿を現在策定中でございます。生徒には、これらをきっかけに職業観を高め、次代の人材として歩む方向の確立の一助になれば幸いと存じます。以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案6件、補正予算案5件、その他案件2件、合わせて13件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させることといたしております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(三上徹) 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●議長(三上徹) 日程第4報告事項。報告第1号専決処分の報告について。報告第2号専決処分の報告について。報告第3号専決処分の報告について。報告第4号専決処分の報告について。報告第5号平成21年度邑南町一般会計繰越明許費の報告について。報告第6号平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告について。報告第7号平成21年度邑南町下水道事業特別会計繰越明許費の報告について。報告第8号平成21年度邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費の報告について。以上8件について、報告を求めます。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 報告第1号専決処分の報告について報告させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたし、行いましたので同条第2項の規定に基づき報告をいたします。専決処分書の方をご覧くださいと、いただきます。専決処分第1号と記載してあるものでございますが、専決処分の日でございますが平成22年3月9日でございます。これは下の枠内に書いてございますように平成22年3月2日に町道の維持管理上の過失により車両に損害を与えたもので、損害賠償の額が決定し、和解をしたものでございます。発生場所は邑南町井原地内町道石見南線で、側溝蓋としてのグレーチングの破片によりタイヤに、損傷を負わせたものでございます。相手方の住所氏名につきましては、島根県邑智郡美郷町千原132、古城敏幸氏でございます。損害賠償の額は1万710円で、全額町が加入しております総合賠償補償保険を持って充てておりますので報告させていただきます。次に、報告第2号でございます。同様、地方自治法の第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので同条第2項の規定に基づき報告いたします。専決処分書の方をご覧ください。専決処分の日でございますが、平成22年3月30日でございます。これは平成22年3月12日に瑞穂、瑞穂支所前の駐車場での支所からの雪の落下により車両に損害を与えたもので、損害賠償の額が決定し、和解をしたものでございます。発生場所は邑南町三日市邑南町役場瑞穂支所駐車場で、屋根の積雪が落下し駐車場に止めてあった車の窓ガラス等に損傷を負わしたものでございます。特に駐車禁止などの注意義務を怠ったものとしての補償でございます。負担割合、町が60%、本人40ということで和解をしております。相手方の住所氏名につきましては、島根県邑智郡邑南町井原1970、野田嘉彦氏でございます。損害賠償の額は7万7千503円で、これも全額総合賠償補償保険を持って充てておりますのでご報告させていただきます。次に報告第3号でございます。同様地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので報告をさせていただきます。専決処分書をご覧くださいと思います。専決処分第11号と書いてある案件でございます。専決処分の日でございますが平成22年4月28日でご

ございます。これは平成22年4月の9日に公用車運転上の過失により車両に損害を与えたもので、損害賠償の額が決定し、和解をしたものでございます。発生場所は島根県邑智郡邑南町矢上171番地1付近の町道石見中央線の交差点で相手が一旦停止をせずに簡単に左右確認をし交差点に進入したものでございますが、こちら側は直進していたところ相手車に気付किハンドルを切りましたけども、よけきれずに相手方車両の後部に衝突したものでございます。負担町の方が40%、相手負担60%ということで双方や、あのう、和解をしております。相手方の住所氏名につきましては、島根県邑智郡邑南町矢上178の4品川正富氏でございます。損害賠償の額は、1万8千760円で、町が加入しております全国自治協会からの自動車損害共済金を持って充てておりますので、報告をさせていただきます。次に報告第4号でございますが、同様地方自治法の規定によって報告をさせていただきます。専決処分書をご覧ください。専決処分第12号のものでございます。専決処分の日でございますが、平成22年5月26日でございます。これは平成22年5月21日に役場本庁舎横の駐車場で草刈をしていたところ、駐車場に止めてある車両に小石が飛び、車両の窓が割れたものでございます。草刈を行うことにおいて車両の移動や草刈に従事してもらった方々に、注意喚起なども行っていたところでございますが、予想を超えた小石の飛散があったことによるものでございます。車両所有で相手方の住所につきましては、邑南町矢上6001の4、和田功氏です。損害賠償の額は、5万4千642円で全額、町が加入しております総合賠償補償保険を持って充てておりますので、ここにご報告をさせていただきます。以上でございます。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 報告第5号平成21年度一般会計繰越明許費の報告でございます。地方自治法施行令第146条第2項により報告申しあげます。たくさんのお事業がございしますが、あのう、4つに分類ができます。まず口羽小学校の解体関係以下19件ございしますが、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、これが4億3千325万5千円でございます。続きまして地域活性化公共投資臨時交付金、これがくるみ学園等のスプリンクラーでございますが、これが5千643万9千円。三つ目に地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、これが宿泊研修施設以下27件ございまして、これが合計で2億8千579万9千円。で、その他でございますが子ども手当関係、それから森林総合研究所の造林事業、林道関係の新設改良関係、それから緊急通報システム、全国瞬時警報システム関係、それから理科備品、太陽光発電、耐震関係などをあわせまして合計10件、2億2千682万8千円、合計いたしますと57件になります。合計が10億232万1千円となります。以前繰越限の、限度額を設定しておりますが、限度額については10億4千397万円設定しておりますが、現実には補正10億223万、220、232万1千円となっております。その差額につきましては21年度中に設定をした後に、先に契約をしまして前払いをしたもの、さらに耐震関係が主でございますが、耐震の診断結果が出まして、設定はいたしました、その設計業務がいらなかったという不用額等がございまして4千164万9千円は設定、今回、あのう、繰越計算書に入っておりません。ということでございます。以上でございます。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 報告第6号平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計繰越明許費の報告についてでございます。地方自治法施行令第146条の第2項に基づき報告させていただきます。一枚捲っていただきたいと思います。3事業ございしますが、いずれも事業名は地域活性化経済危機



対策臨時交付金事業でございます。事業の金額でございますが6千710万円でございます。その内、翌年度へ繰り越しする額が5千779万円でございます。続きまして、報告第7号平成21年度 邑南町下水道事業特別会計繰越明許費の報告をさせていただきます。自治法に基づく、施行令第146条の第2項に基づく報告をさせていただきます。1ページを捲っていただきたいと思います。4事業ございますが、一番上の上段と三段目の事、二つの事業が地域活性化経済危機対策臨時交付金事業でございます、その金額が3千136万8千円でございます。二段目と四段目が、地域活性化きめ細の臨時交付金事業でございます、金額が2千630万円でございます。その4事業の合計が5千766万8千円でございます、翌年度に繰り越す額が5千394万3千円でございます。よろしくお願いします。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 報告第8号平成21年度 邑南町電気通信事業特別会計繰越明許費の報告について、ご説明をいたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして別紙のとおり報告をいたします。計算、繰越計算書をご覧ください。3点ございまして、まず一つは携帯等でケーブルテレビの利用料を検索できるシステムの500万円を今回繰り越すものでございます。真ん中の段でございますが、これは、あのう、テレビのアンテナを撤去する場合にNHKから補助金が出ないものにつきまして補助する額千365万3千円を今回繰り越すものでございます。それから最後のユビキタスタウン構想推進事業費でございますが、これは高齢者の見守りテレビに関する事業でございます、一般財源4千円を含む全額2千70万5千円を繰り越すものでございます。繰越の合計は3千935万8千円です。よろしくお願いします。

●議長(三上徹) 以上で報告事項は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明

●議長(三上徹) 日程第5議案の上程、説明に入ります。議案第57号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。議案第58号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。議案第59号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第60号 邑南町乳幼児等医療、医療費助成条例の一部改正について。議案第61号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について。議案第62号 邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について。議案第63号 工事請負契約の締結について。議案第64号 財産の取得について。議案第65号 平成22年度 邑南町一般会計補正予算第1号について。議案第66号 平成22年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について。議案第67号 平成22年度 邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第68号 平成22年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について。議案第69号 平成22年度 邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について。以上、13議案を一括上程をいたします。執行部の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第57号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。これは本年6月30日に施行になります地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正などに伴う改正をしようとするものでございます。議案第58号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に

ついてでございます。これは議案第57号と同様に、本年6月30日に施行になります地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正などに伴う改正をしようとするものでございます。議案第59号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。このたびの条例改正は、職員への給与を口座振込する際に各種控除を行うことにつきまして、その項目を掲げるものでございます。議案第60号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてでございます。これは島根県の乳幼児等医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第61号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。これは本算定にあたり、国民健康保険の保険料率の改正を行うものでございます。議案第62号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてでございます。これは平成23年4月に日和小学校と矢上小学校を統合するため所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 議案第57号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明を申しあげます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正す、する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、本年6月30日から施行されることになりました。これに伴い条例改正を行おうとするものでございます。改正本文が6ページ、5ページに渡っておりますが、あのう、新旧対照表の方でご説明をさしていただければと思います。まず新旧対照表1ページ、第2条の改正でございますが、ここでは育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、この度の職員、まあ、この度、職員の配偶者の就業の有無あるいは育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができるとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員についての、関する規定の整理をするものでございます。まあ、法に基づきまして、その所要の改正をしたものでございます。第2条の2でございますが、これは条を新設するものでございますが、この規定は地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条のただし書におきまして、既に育児休業をしたことがある職員について育児休業を制限しておりますが、その制限について一部除外する内容として、当該育児休業を取得しようとする対象の子について人事院が定める期間についてはこの限りでないことを改正する規定を設けたために、その人事院規則で定める期間が57日となっておりますが、これを条例で定めるものでございます。第3条の改正でございますが、これは第2条の2、先ほど説明しましたが、この法の第2条、まあ、あのう、地方公務員法、失礼しました。地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条第1項に、のただし書きにいう同一の子どもに対して再度の取得ができる特別の事情を、ここで規定しておりますが、育児休業法等の改正により改正を行うものでございます。まず、その3条の見出しを育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情に改め、第、次のページに行っていただきますと第1行、1号でございますが、これは本条例、この条例でございますが、その第5条を改正することに伴いまして規定の整理をするものでございます。また第4号をご覧いただきたいと思いますが、4号につきましては、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3か月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正となっております。また第5条、5号でござい

ますが、子の出生の日から一定期間内に、最初の育児休業をした職員は、特別な事情が無い場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴いまして字句の改正を、と言いますか字句を整理するものでございます。次、新旧対照表の3ページでございますが、第5条の改正でございますが、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由にはあたらないこととなったため1号を削り整理する改正でございます。新旧対照表、ちょっと9ページまで飛んでいただきたいと思いますけども、ここで、まあ、改正前の9条を載せておりますが、この9条につきましては、部分休業をすることができない職員の内容を規定しておりましたが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正あるいは非常勤職員に関する規定の整理をするものでございます。9ページの下の方に第10条がございますが、この10条の改正は部分休業の用語規定を入れるものでございます。育児休業法第19条第1項に規定する部分休業を指すものであると、それを入れるものでございます。そうしましてこの9条、10条以下13条までをですね、10条つつ繰り下げまして、新たに、元に戻っていただきまして新旧対照表の3ページでございますが、ここに9条から18条までを、育児短時間勤務についての条文を挿入しようとするものでございます。いずれもですね、育児休業法等に、法等に照らし、必要な規定を設けるものでございますが、これは平成19年に育児休業法の改正が行われました。そのことに伴い導入された制度でございますが、この度のこの改正とあわせ条例整備しようとするものでございます。内容につきましては、育児休業法第10条第1項に定めておりますように、職員は任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、当該条項の各号に定めるいずれかの勤務状態で、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができると、こう、このことを定めるものでございます。3ページの改正案の方の第9条につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員というものを規定するものです。第10条につきましては、育児休業法第10条第1項のただし書に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日からきせんし、起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情を規定をし、次のページへ行っていただきたいんですが、各号がございますが、その下、一番下の4ページの第、一番下の11条でございますが、これは育児休業法第10条第1項の第5号で規定しております条例で定める勤務の形態をここに定めるものでございますが、いわゆるここではフレックスタイム制適用職員とか交替制等の勤務職員のための勤務の形態を規定するものでございます。5ページの中段でございますが第12条がございます。育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続きについて規定をし、しました。しております。下段と言いますか、13条でございますが、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例に、そのことを条例で定めるものでございます。次に14条でございます。次のページ、6ページに行ってくださいと14条でございますが、ここで育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例を規定するものでございますが、給与条例の読み替え規定を規定するものです。基本的には、勤務時間に応じて算出率を乗じて、乗じて得た額となるものでございます。表の中で第6条等々が、こうございますが、6条につきましては給与決定に伴う初任給あるいは昇格、昇給等を規定したものの読み替えでございます。また、その表の12条とありますところについては通、通勤手当を指しております。また14条につきましては時間外勤務手当、19条につきましては期末手当を指しているものでございます。それぞれこれを給与条例を、このように読み替えると、今先ほど言いましたように基本

的に勤務時間に応じて算出率を乗じていただくというふうになるものでございます。次に7ページ15条でございますが、育児休業法第17条で定めます育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員、過ぎる員でございますが、過員が生じるこ、生ずること及びその他条例で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、条例で定めるところによりまして、当該育児短時間勤務をしていた職員に、当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができると。まあ、あのう、育児短時間勤務をする職員とそれに替わる職員の両名を採用しておくことができないための措置でございます。そうしたことの内のやむを得ない場合を、ここで規定をしようとするものでございます。それぞれ1号並びに2号というふうに規定をさせていただくものでございます。7ページの下段、16条でございますが、育児休業法第17条の規定によります短時間勤務に係る職員への通知でございますが、これについては書面をもって、それぞれ勤務、短時間勤務をさせる場合、又は当該たんえ、短時間勤務が終了した場合においても通知をしなければならないということを規定しておるものでございます。8ページに行ってくださいまして第17条でございますが、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例を定めたものでございまして、先ほど14条でご説明をしたこととほぼ同様な内容でございます。先ほどの方に無かったところで第20条の2というのが一番、9ページの下段、表の下段に、表、表の中にございますが、これにつきましては給与条例で、まあ、特定の職員についての適用除外の規定でございまして、給与条例で言います初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当については適用除外となることを示したものでございます。次に18条でございますが、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の変更についてを規定するものでございます。先ほど新旧、9ページの対象表で9条というものを、内容をご説明しておりますけども、これを19条といたしまして、改正前の部分休業をすることができない職員でございますが、内容としては、職員の配偶者、先ほど申しあげましたが、配偶者の就業の有無とか育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることにすること。その改正あるいは非常勤職員に関する規定の整理でございます。以下9ページから10ページにかけまして20条から23条までにつきましては、条数の整理と文言の整理の改正でございます。以上でございますが、この改正条例の施行につきましては改正本文の方にございますように、育児休業の法の施行日とあわせて、平成22年6月30日とするものでございます。よろしくお願いいたします。次に議案第58号でございますが、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明を申しあげます。これにつきましても新旧対照表の方をご覧くださいと思います。新旧対象表の1ページ、第2条の改正でございますが、この内の第3項を5項といたしまして、第2項を3項といたします。そうして第1項の次に、新たに第2項を挿入するものでございますが、第2項としまして育児短時間勤務の規定の整備に伴いまして、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間を定めるものでございます。当該職員の勤務時間について、第1項に定めた規定にかかわらず、承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い任命権者が定めるという規定を入れるものでございます。また、第3項の次に第4項としまして、育児休業法第18条第1項の規定に、規定でございますが、それにより採、採用された職員の勤務時間を休憩時間を除いて、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定めるという規定を整備しようとするものでございます。次に、2ページの方へ行っていただきたいんですが、第4条第1項の改正内容につきましては、これは条文整理でございます。次に、8条の3の改正でございますが、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定

した内容でございますが、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げて第2項として、新たに3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないという規定でございます。まあ、ただし、災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除くということを、ここで規定をしようとするものでございます。なお、改正前のですね、この第3項の改正及び第4項の規定中語句を削る改正は、育児休業法改正に伴う条件緩和とか条例改正に伴う条文整理を行うものでございます。この改正につきましても改正後の条例につきましては、6月30日から本文の附則の方で施行すると定めておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案の第59号邑南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。町長の方が申しあげましたとおりでございますが、地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項におきまして、法律又は条例により認められた場合を除き、通貨で直接職員に、その全額を支払わなければならないと規定をしております。この3点につきましては、給与支給の3原則と言われているものでございまして、労働基準法にも規定されているものでございます。この規定の趣旨は、かつて諸外国やわが国において、形式的には一定の給与を支給することを約束しながら、実際には勤労者の弱い立場につけ入り、使用者が一方的に給与の一部を現金以外の現物で支給したり、本人以外の者に支給したりといったことが行われてきたということの中から、不正を防止する立法措置がとられることになりました。通貨で直接職員に全額をという3原則がこうし、確立されたものでございます。地方公務員法の25条というものでございます。まず通貨で直接職員にという点に関しましては、情報処理技術の進展、事務処理の簡素化のため、まあ、あのう、旧3町村とも合併する前ですが、口座振替の方法で本人の口座に給与を支給しており、邑南町条例においても第25条で給与は職員の申出により、給与振り替えの方法によって支払うことができると定められております。次に、全額を支払うという点につきましては、第2条3項におきまして、宿舍、食事、被服その他生活に必要な施設等が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額を給料から控除するとしてありますが、現実には、これ以外に口座振替の時点で、各種控除を行っております。この点について、先般総務省から自己点検を求められたところでございます。口座振替時点での控除につきましては、給与として所得税法等の法に定められたものを控除したり、残りの全額を支給する際の単なる振り替え処理であると認識しておりますが、誤解をまねかないためにも、このように条例に明文化した方が適切と判断し、今回の改正をお願いするものでございます。申しわけございません。新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。第1号に掲げておりますのは、島根県市町村職員共済組合に係る積立貯金の積立金でございます。島根県市町村職員共済組合は地方公務員共済組合法に根拠をおく組合でありまして、その事業により、職員が共済組合に対して支払うべき金額は、地方公務員共済組合法第115条第2項の規定により、給与から控除することができることとしております。しかし積立、積立貯金については、職員が共済組合に対して債務を有するものとは解されませんので、今回提案をしております。次に第2号に掲げておりますのは、全国町村会、職員互助会が取り扱う保険の保険料及び掛金でございます。全国町村会は自治法第263条の3に根拠をもつ町村長の全国的連合組織であり、総務大臣に届出を行っている団体であります。町村を中心とした地方自治の振興発展に向けた政策に関する調査研究や政府国会に対する政務活動を行っておりますが、事業の一部として、町村等の職員の共済保険等を運営しております。これに加入している職員の保険料について控除、振り替えをするものでございます。職員互助会につきましては、各、各種生命保険、簡易保険等の、いわゆる団体扱いに係る

保険に加入している職員の保険料等を控除、振り替えするものでございます。第3号につきましては、職員団体や職員互助会の会費であります。まあ、あのう、職員の方で互助会等を作っております。そうしたもので、この会費について、控除、振り替えをしようとするものでございます。また第4号につきましては、これらに準ずるもので、町長が認めて、認めるものとしております。この改正後の条例施行につきましては、附則において、公布の日からとしておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) 議案第60号 邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、島根県の子育て支援施策の拡充によりまして、島根県乳幼児等医療費助成事業補助金交付要綱の改正が行われました。それは0歳から就学前児まで自己負担上限額の拡大及び3歳以上就学前児の所得制限が廃止されることに伴い、毎年所得調査を行い、12月1日に更新しておりました資格証を0歳から就学前まで1枚に統一して交付するための改正を行うものでございます。新旧対照表をご覧ください。第4条第2項及び第3項を削除するものでございます。施行期日は平成22年12月1日でございます。以上よろしくお願いいたします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 議案第61号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本年度の国民健康保険税の本算定を行うための医療費推計等試算を行ったところ、当初推計と比較し、一般被保険者分の費用額で約724万円下回る見込み、また、退職被保険者分については600、約660万円を上回る見込みとなりました。歳入でございますが、保険税を算出するにあたり、前年度の所得の確定を見込みましたところ、課税所得額が減少となりまして、依然として厳しい保険財政の運営を余儀なくされているところです。推計による被保険者数の減少と所得の減少により、保険税の算定をしましたところ、保険税額が大幅に減少となることから、当初でお願いをしている医療支援分一人当たり32%の増、増額改定で算定しまして、他の見込まれる財源と合わせまして、なお不足する額27万円を基金から繰入れとしました本算定での税率の改正をするものでございます。また、今回の算定におきましては応能、応益割合につきましては従来の50対50の割合を、が撤廃されたことから、低所得者の負担増の軽減も考慮しました応能、応益割合を53対47とする傾斜配分をした税率、税率改正としております。税率改定でございますが、新旧対照をごらんいただきたいと思います。1ページでございますけども、地方税法で規定されております賦課方式、いわゆる4方式で試算を行ったところ、まず第3条から第5条の2の医療費分につきまして、第3条では所得割額の税率を100分の4.76から100分の6.19に。第4条資産割額の税率を100分の31.33から3、100分の31.72に。第5条被保険者均等割額を1万9千300円から1万7千700円に。第5条の2、世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯は1万3千400円から1万2千100円に、次、2ページでございます。特定世帯を6千700円から6千500円に。次に、7条の後期高齢者支援金分の資産割額でございますが、100分の13.93から100分の13.50。第7条の3、世帯別平等割額、平等割額を特定世帯以外の世帯は5千900円から5千600円に、特定世帯は2千950円から2千800円に改正しようとするものでございます。3ページでございます。23条でございますけども、第1号の第1号被保険者、いわゆる7割軽減でございますが、医療分、医療費分につきましては、被保険者均等割額を1万3千51

0円から1万2千390円、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は9千380円から8千470円に、特定世帯は4千690円から4千235円に、後期高齢者支援金分につきましては、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は4千130円から3千920円、特定世帯は2千65円から1千960円に。4ページに渡りまして第2号の2号被保険者、いわゆる5割軽減でございますが、医療費分につきましては、被保険者均等割額を9千650円から8千850円に、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は6千700円から6千50円。特定世帯は3千350円から3千25円。次、後期高齢者支援金分につきましては、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は2千950円から2千800円に、特定世帯は千475円から千400円に。次の第3号の3号被保険者、これは2割軽減でございます。医療費分につきましては、被保険者均等割額を3千860円から3千540円、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は2千680円から2千420円に、5ページにいきま、渡りまして後期高齢者支援金分につきましては、世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は千180円から千120円に、特定世帯は590円から560円に改正しようとするものでございます。本文条文中で定めております附則、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行する。適用区分につきましては、改正後の邑南町国民健康保険税条例の規定は平成22年度分の国民健康保険税から適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。以上です。よろしくお願いいたします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議案第62号邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきましてご説明を申しあげます。これは以下述べます経緯と理由によりまして必要な条例改正を行うものでございます。日和小学校校舎でございますが、昭和38年に建設されておりまして、1階は鉄筋コンクリート、2、3階は鉄骨併用構造の建物でございます。4月9日に島根県建築物耐震性性能判定委員会より構造耐震指標としまして、数値が0.05であるとの暫定判定がされたところでございます。この数値でございますが、地震が発生した場合には崩壊する危険性が非常に高い状態を示しておりまして、教育委員会におきまして、日和小学校の児童の安全を第一に念頭に、今後の教育の環境整備につきまして検討し、4月30日には日和小学校児童を矢上小学校に通学させるべきとのけ、議決を得たところでございます。5月6日になりまして、教育委員会から町長に日和小学校児童の今後の教育環境整備について意見具申がされたところでございます。その後、保護者の皆さんや地域の皆さまと協議を重ね、その結果、皆さまには苦渋の決断ではあったと思いますが、ご理解を賜りまして来春4月から特別に希望校がある場合は別でございますが、矢上小学校を学校区とすることとしました。現在5月31日から児童は体育館等を区切った仮教室で授業を行っている状況でございます。日和小学校につきましては、現在複式学級で、来年矢上小学校へ通学させるためには、複式学級を単式学級に戻し、未履修の無いように学習をしなければなりません。そのためには、教員の増員が必要でございまして、島根県教委におきましては特別加配教員の準備を現在していただいております。お手元の新旧対照表でご説明を申しあげます。右欄、現行規定でございますが、別表、小学校の欄、下段より2行目でございますが、邑南町立日和小学校及び邑南町日和2580番地2を削りまして、左の欄の別表に替えるものでございます。これは平成23年4月1日から施行するものでございます。よろしく審議のほどをお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

●議長(三上徹) 議案説明途中でございますが、ここで休憩といたします。再開は11時といたします。

す。

—— 午前 10 時 44 分 休憩 ——

—— 午前 11 時 00 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第 63 号の提案理由をご説明申し上げます。工事請負契約の締結についてでございますが、これは平成 22 年度通常砂防事業砂田川総合流域防災砂防工事に係る、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。現在、株式会社溝辺組と仮契約を締結しております。詳細につきましては、建設課長から説明させます。

●田中建設課長(田中節也) 番外。

●議長(三上徹) はい、田中建設課長。

●田中建設課長(田中節也) 議案第 63 号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。平成 22 年度の通常砂防事業であります砂田川総合流域防災砂防工事ですが、護岸工を約 200 m 及び床固め工 3 基を計画しておりまして、入札参加者選定基準により指名しました、11 社による指名競争入札を 5 月 31 日に行いまして、落札しました株式会社溝辺組と、現在 4 千 8 百 1 万 5 千円で仮契約を取り交わしている状況でございます。予定価格は 5 千 7 百 1 万 5 千円でありまして、これに対する入札率は 95.9 % となっております。工期につきましては、平成 23 年 2 月 10 日を予定しております。この工事契約、工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第 64 号財産の取得についてでございますが、これは平成 21 年度繰越地域活性化経済危機対策臨時交付金事業において邑南町立図書館図書システムを導入しようとするものでございます。現在、NEC ネットエスアイ株式会社中国支店と仮契約を締結しております。詳細につきましては、生涯学習課長から説明させます。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 議案第 64 号邑南町立図書館図書システムの取得について、ご説明を申し上げます。現在の図書システムは、あのう、旧瑞穂町のときに導入したもので、もの、ものをベースにしておりまして経年により近年システムにトラブル等が、まあ、生じておりました。この度、まあ、調べ学習の充実や蔵書の管理の徹底と利用者の利便を図るために、新たに図書システムを取得するものでございます。図書システムの概要はデータ等を保管しますサーバーの外、本館にデスクトップ型パソコン 3 台、ノート型パソコン 1 台、石見分館にデスクトップ型パソコン 2 台、羽須美分館に 1 台、その外タッチパネル式の検索機を各図書館の方に配置をすることといたしております。その外カードリーダーやバーコードリーダー、プリンター等を全館に配置をいたすものでございます。取得の方法は随意契約で、相手先は NEC ネットエスアイ株式会社中国支社でございます。現在の邑南町のネットワーク環境は NEC で構築をされておりますし、図書システムも NEC で構築をされております。今回の図書館、図書システムも現ネットワーク環境を利用することが

新たにシステムを構築するより有利であり、また新システムへのですね、現在のデーターの移行等が他社に比べてスムーズに行われるため、休館日等の短縮が図られると考えております。また職員のシステムの操作につきましても、多少研修が必要でございますけど、現システムと大きな違いが無く、操作等においても、の研修期間も短縮でき利用者に対してのサービスの低下を防止できることから、指名審査会におきまして協議いただき地方自治法施行令第67条の2第1項第2号及び第6号の規定により、まあ、随意契約を行ったものでございます。取得金額は2千866万5千円で、納入期限は議決をいただいた日の翌日から9月10日を予定をしております。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第65号から議案第69号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第65号平成22年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1億4千28万円を増額するものでございます。議案第66号平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ296万3千円を減額するものでございます。議案第67号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ146万3千円を増額するものでございます。議案第68号平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ22万5千円を減額するものでございます。議案第69号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ45万1千円を増額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) 議案第65号平成22年度一般会計補正予算第1号について、ご説明申しあげます。予算書の1ページをご覧ください。平成22年度邑南町一般会計補正予算第1号第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ1億4千28万円を追加いたしまして、113億7千28万円とするものでございます。以下第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正がございます。詳細は捲っていただきまして、まず5ページでございます。第2表債務負担行為の補正でございます。事項は平成22年度島根県家畜伝染病緊急対策資金における島根県農業信用基金協会への損失補償、期限、期間は平成23年から32年度、限度額は島根県農業信用基金協会が金融機関に代位弁済する、弁済する金額の100分の6ということでございます。これは今回口蹄疫の発生に伴いまして島根県の家畜市場の延期の影響を受けた畜産農家に対して新規の融資を行うものでございます。で、それが低利な融資でございまして、1頭につきまして5万円、限度が100万円でございます。これを償還を7年するものでございます。これが返済が滞った場合に、この補償をするというものでございます。実際には7年間ですが代位弁済も、請求と代位弁済さらに損失補償金の支払い、これの3点につきまして各1年ずつ余裕がございまして、3、合計3年間余裕、猶予がござい、ございますので、合計して10年間の設定をしております。そして、もし滞った場合に農林漁業信用基金から70%の保険金がでます。で、残りの30%を県が15%、融資期間が7.5%、基金協会が1.5%、で町が6%。したがって100分の6を補償するものでございます。続きまして第3表地方債の補正でございます。道路改良舗装事業債、これが1億7千860万円が1億9千260万円、千400万円の増額です。これは一つは制度改正がございまして、本年度から農林水産省、国土交通省関係の事業につきまして、事業費についてございました事務費。これが補助対

象外となりました。これを、その事務費について単独で町が起債で処理すると、起債を借りて執行して行くということになりましたので、その改正が大きなものでございます。ですから今回、単独で事務費として1千520万円となります。で、実際の補助残の事業費については1億7千740万円ということになります。地方債の合計は15億4千210万円でございますが、今回補正をいたしまして15億5千610万円となるものでございます。続きまして事項別明細の方にまいります。事項別明細の3ページ、歳入のところでございます。主なものを申しますが、まず国庫支出金、一番上でございます国民健康保険基盤安定負担金、それと一番下の県の支出金の中にも国民健康保険基盤安定負担金がございます。それぞれ保険者の支援、それから保険料の軽減に対する補助でございます。当初予算にも組んでございましたので、上の国庫の方が合計373万2千円、下の県支出金の方が合計2千453万2千円ということになるものでございます。それから中ほどに国庫補助金、これが先ほど申しました部分もございますが、土木費の国庫補助金がございます。道路橋りょう費補助金、主にこれがうちの、本町では影響がありますけども、2番目に地域活力基盤創造交付金、これが8千、6千350万円の減額、それからその下の橋りょう長寿命化補助金、これも484万円の減額、これは当初予算に組んでおったものを満額減額にして0円になるものでございます。合わせまして、その下の下にございます住宅の関心の地域住宅交付金、これも減額2千206万8千円でございますが、これも当初に組んでおったりも、おりましものを満額減額で0円になります。替わりに社会資本整備総合交付金、これが8千637万9千円、これに振り替わったという制度改正でございます。その下の農林水産の方でございますが鳥獣害防止総合対策整備交付金、これも制度改正によりまして当初300万円組んでおりましたけども300万円減額で0円になるというものでございます。続きまして、4ページでございます。ええっと2番目に林業費補助金がございます。町行造林関係のものが500万円余り減額になっと、なっておりますが替わりに森林整備加速化林業再生費補助金、これが当初要望しとりましたものが確定いたしまして、5千243万9千円増額になっております。歳出の方でもこれが出てまいります。続きまして、商工費の関係で緊急雇用創出事業補助金、これが585万9千円増額になっておりますが、まあ、町産品の利用促進費とかに使うものでございます。ええっと一番下から2番目に財産収入がございます。町行造林立木売却収入、これは瑞穂支所の建設の材木に、一応180立米、掛ける標準単価の6千円の108万円を、ここに計上しとるものでございます。5ページでございますが一般寄付金、ふるさと寄付金でございますが2件ございまして100万円と30万円、2件ございまして130万円でございます。その下に財政調、財政調整基金の繰入金7千306万6千円を財源手当するものでございます。以下、町債につきましては先ほどご説明申しあげましたので省略いたします。続いて歳出の方にまいります。6ページでございます。今回、先ほど道路関係、主に道路関係でございますが、制度改正がございまして6ページから7ページに渡りまして、事務費が補助対象外となったため、でございますが、事務費に事業課の方に、あのう、集中しておりました予算をですね、ええっと、各課に振り替えをする措置をしております。それと一般管理費の中にもございますけども、ええっと人件費で子ども手当、人件費の組み替えと子ども手当が主な人件費の補正になりますので、各項目にそれが出てまいります。で、議会費につきましては、その他賃金を94万4千円、一般管理費につきまして補、補助金のとこがございますが、20万円、防犯灯の設置補助金です。当初39基予定しておりましたけども、今回8基加えまして47基にするものでございます。ふるさと積立金は先ほどの歳入にありました130万円を、そのまま積立ます。以下、財政管理費、会計管理費でございますが、財政管理費につきましては財務関係、会計システム関係の管理費を180万3千円。それから会計

管理費につきましては庁舎共有の事務費、消耗品等合わせまして360万7千円措置しております。以下、人件費がずっと続きまして税務総務費の報償費。これは30万4千円ございますが固定資産評価の訴訟分の顧問弁護士への報酬でございます。その下賦課徴収費397万3千円でございますが、過疎法による固定資産税の免除分、これの増額でございます。以下住民基本台帳から続きまして6、8ページ、9ページずっと人件費関係でございます。それから10ページこれも人件費がずっと続きます。11ページ労働費でございます。緊急雇用創出事業費、歳入のところでもありましたけども、内容といたしましては町内産品の利用促進分の委託料とか町民プールの監視の賃金外でございます。それから農林水産業費につきましても人件費が続きます。で、12ページでございます。農業振興費、前段の賃金から使用料までは中山間の直接支払の事務費、これが45万円増えております。負担金補助及び交付金につきまして負担金でございますが、島根県の野菜価格安定基金協会の負担金が確定いたしまして89万7千円、当初に2万、2万1千円ありましたので、合計で91万8千円になっております。その下が補助金でございますが農業プラスα実践者定住定着助成事業補助金、これは、あのう、新規就農者に、の方に対します支援でございます月10万円、10か月分措置するものでございます。以下、農地費もずっと人件費でございます。13ページも人件費、14ページにまいります。14ページ前段は人件費でございますが、負担金補助及び交付金の中に鳥獣害防止総合対策整備交付金がございます。これは、あのう、16集落ございまして、これに実際には邑南町の鳥獣被害対策協議会に補助金を出しまして、そこで受益者が45%の受益者負担をして、それに合計いたしまして事業をしていくというものでございます。実際には全体事業費が3千600万円ぐらいと聞いております。で、それに加えて国の補助金が300万円直接協議会の方に入りまして残りについて町の方で負担をするというシステムになっております。林業振興費でございますが、前段は人件費でございますが歳入のところで申しあげました委託料と工事請負費、これが増えております。主には間伐、それから作業道の関係、森林整備加速化林業再生事業費分。これが大きな事業が増えております。それから15ページでございます。一番下から二つ目に道路橋りょう費、道路維持費がございます。そこに100万円ございます。工事請負費、これは、あのう、日和トンネルの非常警報装置、設備の交換工事でございます。続きまして10、16ページにまいりますと、ここに道路関係のものが出てまいります。今年はいえっと、6路線道路関係の事業がございます。それぞれに事務費が交付金対象の除外になりましたので、需用費から使用料までかなり減額が出ておりますが、これが事務費の減額分、それから工事請負費が増えておりますが、これは石見中央線に千274万5千円増額いたしまして、5千100万円余りの事業費にいたしまして、平成22年度に石見中央線については完了予定という予算を組んでおります。先ほど申しましたように事務費の起債が単独で千520万円、事業費の補助残の起債が1億7千740万円という内訳になるところでございます。それから17ページでございます。住宅管理費の下の方に旅費から委託料までございますが、これは住宅マスタープランの策定関係の経費を載せております。それから続きまして、18ページでございます。教育費の事務局費の中に報償費から使用料まで19ページまでございますけども、これは豊かな体験活動推進事業、市木小学校と知夫小学校の交流事業、これが50万円載っております。それから需用費の中に教員住宅の修繕費が70万8千円載っております。それから19ページでございます。学校の関係で小学校費、中学校費共通でございますが、小学校につきましても口羽小と阿須那小学校、日和小学校除きます6校分掛ける5万円で島根県環境教育推進事業を載せております。中学校につきましては石見中学校を除く2校で、2校掛ける5万円で10万円、同じ事業をしております。それから20ページ最後のページでございますが、公民館費、

中ほどにございますが人件費の一番下に賃金と、まあ、共済費が両方ございますけども、これは社会教育主事の資格を有する臨時職員の賃金と共済費を248万円載せております。一番最後でございますが予備費でございます。当初3千万円組んでおりましたが、既に日和小学校の整備関係で既に2千500万円支出しております。さらに堆肥処理施設の修繕に206万5千円かかっておりまして、3千万円組んでおりました予備費が既に300万円弱ということになりましたので、今回2千700万円増額さしていた、いただきまして当初予算に近い3千万円を不測の事態に備えて処理さしていただくものでございます。以上でございます。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 議案第66号平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申しあげます。1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ296万3千円を減額し、歳入歳出総額それぞれ141、14億1千823万7千円とするものでございます。歳入歳出の説明については予算関する説明書で行いますので事項別説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。先ず歳入でございますが国民健康保険税、今回の本算定に係る推計及び税率改正によるものでして、一般被保険者分につきましては医療費、医療給付費、介護納付、後期高齢者支援金分、それぞれ減額いたしまして、一般分では1千363万9千円の減額とするものでございます。退職分につきましては増となりまして962万2千円の増額でございます。次、繰入金でございますが収支の不足、財源不足となることの27万円を基金の方、基金から繰入とするものでございます。一般会計の繰入金ですが、保険基盤安定繰入金、軽減に係るものの繰入金として311万1千円の増、増額。それから一般会計繰入金の232万7千円の減額ですが、これは人件費の部分でございますが、人事異動等による減額分でございます。続きまして4ページ歳出でございます。総務費、一般管理費ですが、先ほどの一般会計繰入金で申しましたように人件費部分、異動に、人事異動によるものでございまして、232万7千円の減額とするものでございます。保険給付費でございますが医療費推計によるものでして、一般被保険者分として724万1千円の減額、退職者被保険者分として660万5千円の増額とするものでございます。以上でございます。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 議案第67号平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算第1号のご説明をいたします。1ページを捲っていただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9千246万3千円とするものでございます。主な予算の説明につきましては、予算に関する説明書でご説明いたします。説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、一般会計繰入金が補正額146万3千円でございます。続きまして歳出でございますが4ページをお開きいただきたいと思います。一般管理費でございます。人事異動あるいは子ども手当等によりますところの人件費補正が、でございます。続きまして、議案第68号平成22年度下水道事業特別会計補正予算第1号のご説明をいたします。1ページを捲ってください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3千877万5千円とするものでございます。予算の説明につきましては、予算に関する説明書でご説明いたします。3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、一般会計繰入金が22

万5千円の減額補正でございます。続きまして、歳出でございます。4ページをお開きいただきたいと思います。衛生費、農林水産業費、土木費とも人件費補正が、でございます。よろしく願います。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、安原情報推進課長。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 議案第69号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号についてご説明をいたします。1ページをご覧ください。平成22年度邑南町の電気通信事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出補正、予算の補正でございますが、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万1千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億8千745万1千円とするものでございます。詳細は予算に関する説明書でご説明をいたします。3ページをご覧ください。最初に歳入でございますが、一般会計からの繰入金で45万1千円でございますが、これは人件費に関する繰入でございます。続きまして歳出でございますが、次の4ページをご覧ください。先ほどの歳入の方で支出します人件費につきましては、2節、3節、4節の人件費の内、ええっと任期付職員以外の職員の人件費に係るものでございます。それから一番上の報酬、それから9節の旅費、それぞれ施設管理運営委員会あるいは放送番組審議会の委員さんの報酬、費用弁償等、当初予算で1回分しか見ておりませんでしたので、今回、年間4回分を計上するということで3回分を追加で出しております。それから11の需用費でございますが、これは、あのう、ケーブルテレビの利用明細書を通知をすることで葉書代、葉書の印刷代を上げております。それから役務費につきましても葉書の郵券、ああと、郵券代を載せております。それから委託料でございますが、これはインターネットのバックボーンを30メガから50メガに、まあ、増設するということで、その差額分を載せております。それから5ページにいきまして、使用料及び賃借料ですが、ケーブルテレビの利用料明細を送ります葉書の圧着機のリース代あるいは帯域制御を行います装置のリース代等々含めまして、今回220、ええっと、228万9千円の増額補正をするものでございます。それから工事請負費でございますが、これは電柱の移転、支障移転費が当初のみか、見込みよりも大幅に増額いたしまして、今回460万円の増額をお願いするものでございます。それから備品の購入でございますが、めに、メディアコンバーターあるいは映像編集機の増設をお願いするものでございまして、それらの増額分を下の基金の積立金の中から取り崩しまして、事業、あのう、予算を捻出するという補正でございますが、補正の総額は先ほど言いました、人件費のみの45万1千円の増額ということになります。以上でございます。

●**議長(三上徹)** 以上で執行部の説明は終了をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 請願文書表

●**議長(三上徹)** 日程第6、請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理いたしております請願は、お手元に配付いたしております請願文書表のとおりでございます。ここで、お諮りをいたします。請願第1号につきましては、総務常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 異議なしと認めます。よって、請願第1号につきましては、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午前 11 時 33 分 散会 ——